

みなさまの大阪ガス

第204期 報告書

2021年4月1日~2022年3月31日



株主の皆様へ



株主の皆様には、平素から、当社グループの事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、長期経営ビジョン2030に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指しております。また、「カーボンニュートラルビジョン」および中期経営計画2023に沿って、低・脱炭素社会の実現や社会のレジリエンス向上等、持続可能な社会の実現に向け、社会課題の解決に資する価値創造を追求し、ステークホルダーの皆様とともに「ミライ価値」を共創してまいります。

本年4月より、導管部門の法的分離に伴い大阪ガスネットワーク株式会社が事業を開始しております。当社グループは、同社を含め、グループ一丸となって、エネルギーの安定供給を継続してまいります。また、経営環境が大きく変化し続ける中、引き続き積極的かつ着実に事業活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長 藤原正隆

目次

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項	2
II 役員に関する事項	14
III 株式に関する事項	22
IV 会計監査人の状況	23
V 業務の適正を確保するための体制に関する事項	24

連結計算書類

連結貸借対照表	28
連結損益計算書	29

計算書類

貸借対照表	30
損益計算書	31

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	32
会計監査人の会計監査報告	34
監査役会の監査報告	36

(ご参考)

サステナビリティへの取り組み	37
株式伝言板	38

■連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款の定めに基づき、当社ウェブサイト(<https://www.osakagas.co.jp/company/ir/stock/inform/index.html>)に掲載しております。なお、会計監査人および監査役が監査をした連結計算書類および計算書類は、本報告書に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の各書類であります。

I | 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、一部に持ち直しの動きがみられたものの、度重なる新型コロナウイルス感染症の拡大により、先行きが不透明な状況が続きました。また、本年2月のロシアによるウクライナ侵攻等、想定外の国際情勢の変化により、不透明感が増えています。

こうした経営環境のもと、当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」となることを目指し、積極的に事業活動を展開してまいりました。

当期における連結売上高は、国内エネルギー事業でのLNG価格の上昇や原料費調整制度に基づきガス販売単価が高めに推移したことによる増収、海外エネルギー事業での米国上流事業やフリーポートLNGプロジェクトでの増収等により、前期に比べて16.3%増の1兆5,868億円となりました。

(グラフ1)

連結経常利益は、海外エネルギー事業は増益であったものの、国内エネルギー事業での原料価格の変動がガス販売単価に反映されるまでの時間差による影響^(※)等により、前期に比べて13.5%減

の1,104億円となりました。

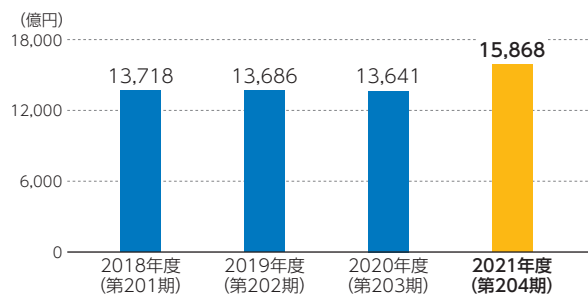
(グラフ2)

親会社株主に帰属する当期純利益は、米国の連結子会社において、法人税等調整額(益)を計上したことなどにより、前期に比べて58.6%増の1,282億円となりました。

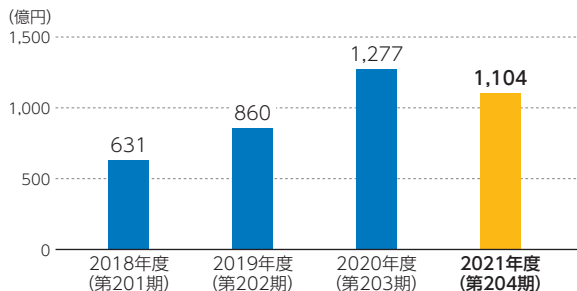
(グラフ3)

(※) 原料価格の変動が原料費調整制度に基づく販売単価に反映されるまでには、一定の時間差があるため、一時的な増減益要因となります。当期・前期は一時的な減益要因となっております。

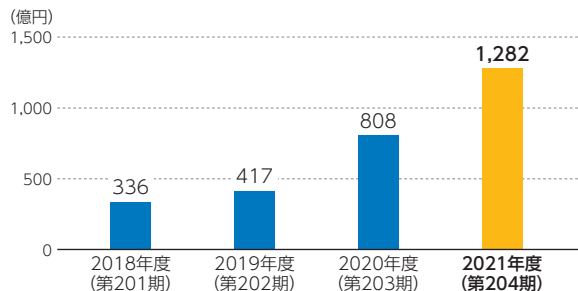
グラフ1 連結売上高の推移



グラフ2 連結経常利益の推移



グラフ3 親会社株主に帰属する当期純利益の推移



以下、当社グループの事業部門別（セグメント別）の概況をご報告いたします。

1 国内エネルギー

売上高は、前期に比べて15.3%増の1兆3,361億円となりました。

ガス

家庭用の都市ガス販売量は、競合影響等により、前期に比べて2.6%減の18億5千4百万m³となりました。

業務用等の都市ガス販売量は、特定のお客さま設備の稼働減少等により、前期に比べて0.2%減の52億4千2百万m³となりました。

これらの結果、都市ガス販売量は、前期に比べて0.9%減の70億9千6百万m³となりました。

都市ガス供給件数は、当期末時点で502万6千件となりました。

家庭用のガス機器・サービスにつきましては、給湯、暖房、調理等の機器・設備に加え、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム「エネファーム」^(※1)等の商品の開発および販売拡大に努めるとともに、ガス機器・水まわりの修理等や防災・防犯に関する「住ミカタ・サービス」等の各種サービスの提供に努めました。

2021年9月、「エネファーム」の累計販売台数が15万台を突破いたしました。停電時も電気と熱を供給する自立運転機能を備えた機種も用意しております。

本年3月、お客さま一人ひとりのニーズに対応したインターネットサービス「さすがねっと」の提供を開始いたしました。通信速度や月額料金、サービス内容等が異なる3つのプランを用意しております。また、ガス料金メニュー「GAS得プラン」をリニューアルし、ガス・電気・インターネットをまとめてお得になる料金メニュー等の受付をあわせて開始いたしました。

本年3月、他の事業者と連携して、お客さまの暮らしのお役に立つ商品やサービスをパソコンやスマートフォン等を介して提供する新サービス「スマイLINK」の提供を開始いたしました。



ガスコンロ「クラスS」



「エネファームtype S」



「さすがねっと」「スマイLINK」のPR

業務用のガス機器・サービスにつきましては、コージェネレーションシステム^(※1)、冷暖房システム、厨房機器、ボイラ、工業炉、バーナ等の商品の開発および販売拡大に努めました。また、エンジニアリング力を活用し、脱炭素化・分散化・デジタル化の視点でお客さまの様々な経営課題を解決する「D-Lineup (ディーラインアップ)」等、お客さまのニーズに応じた高付加価値のソリューションの提供に努めました。

2021年4月、脱炭素社会の実現に向けて、法人のお客さま向けに、カーボンニュートラルな都市ガス^(※2)の受付を開始し、同年8月から供給を開始いたしました。

都市ガスの脱炭素化の有望技術として期待される高効率なメタネーション技術^(※3)の基礎研究等、低・脱炭素化に資する触媒・燃焼技術等の研究開発に取り組んでおります。2021年10月、大阪市此花区にカーボンニュートラル技術の研究開発拠点「Carbon Neutral Research Hub」を開設いたしました。また、株式会社INPEXと共同で、INPEX長岡鉱場越路原プラント(新潟県長岡市)において、CO₂-メタネーション技術^(※3)の実用化を目指した技術開発事業の実証を開始いたしました。

安定供給・保安の確保につきましては、天然ガスの調達先の多様化、AI技術活用も含めた製造・供給設備の保全と計画的な改修、安全機能を備えたガス機器の普及促進、地震・津波対策、新型コロナウイルス感染症対策等に継続的に取り組みました。

2021年6月、他社の掘削工事によるガス管の破損リスク低減を目的として、大阪シティバス株式会社の路線バスに搭載したAIカメラにより工事現場を自動認識する取り組みの試験運用を開始いたしました。

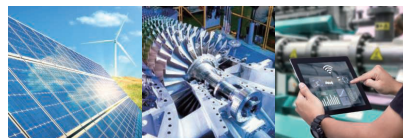
(※1) 分散型電源としてエネルギー供給のレジリエンス向上にも寄与します。

(※2) CO₂クレジットを用いて、天然ガスの採掘、輸送、製造、燃焼の各工程で発生するCO₂を相殺したLNGを活用した都市ガスです。

(※3) メタネーション技術とは、触媒を介して水素とCO₂またはCO₂を反応させて都市ガスの主成分であるメタンを合成する技術です。

D-Lineup

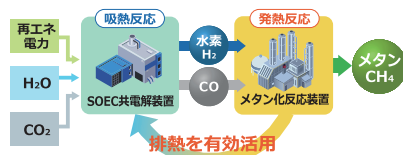
Decarbonization (脱炭素化) Decentralization (分散化) Digitalization (デジタル化)



「D-Lineup」のPR



カーボンニュートラルなLNGを積載したLNG船(泉北製造所への初入港)



高効率なメタネーション技術のイメージ図



橋梁管の安全点検の様子

電力

電力販売量は、前期に比べて3.9%増の167億6千万kWhとなりました。

低圧電気需給契約に基づく供給件数は、当期末時点で161万3千件となりました。

ガスとセットでお得にご利用いただける電気料金メニューや、お客さまのライフスタイルや趣味にあわせた電気料金メニュー等、多彩な料金メニューの提供に努めました。2021年4月、法人のお客さま向けに、脱炭素に資する新料金メニュー「D-Green（ディーグリーン）」シリーズの受付を開始いたしました。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー電源の拡大に積極的に取り組みました。海外エネルギーセグメントに含まれる海外分も含め、再生可能エネルギー電源の普及貢献量は、当期末時点で約140万kWとなりました。

当期は、宮崎県日向市におけるバイオマス発電事業（発電容量5万kW、2024年11月営業運転開始予定。出資比率35%）、岩手県雫石町等の国内4か所における太陽光発電事業（発電容量計約6万kW、営業運転開始済。匿名組合出資比率各20%）および青森県上北郡横浜町における陸上風力発電事業（発電容量約4万kW、2023年4月営業運転開始予定。匿名組合出資比率39%）等に参画いたしました。

2021年9月、北海道寿都郡寿都町および磯谷郡蘭越町における尻別風力開発株式会社の陸上風力発電所（発電容量約3万kW）が営業運転を開始いたしました。

2021年9月、株式会社三菱UFJ銀行やNTTアノードエナジー株式会社等の8社とともに、再生可能エネルギーに投資するファンドの創設に向けた事業運営会社を設立いたしました。



電力小売のPR



雫石太陽光発電所（岩手県）



尻別風力発電所（北海道）

2 海外エネルギー

売上高は、前期に比べて82.4%増の807億円となりました。

米国テキサス州でシェールガス生産開発事業を行うサビン社 (Sabine Oil & Gas Corporation。出資比率100%) は、開発が順調に進み、ガスの生産量が計画を上回るなど、業績は順調に推移いたしました。

北米における再生可能エネルギー事業につきましては、2021年9月、米国ノースカロライナ州において、ブライターフューチャー太陽光発電所 (発電容量約2万kW) の持分50%を取得し、本年1月、営業運転を開始いたしました。また、米国の太陽光発電開発事業者2社と、米国における太陽光発電所の共同開発に関する契約を締結いたしました。

アジアにおけるエネルギー供給事業につきましては、2021年12月、インド南部を中心とした地域で都市ガス事業等を行う事業会社の持分の一部を取得いたしました。



サビン社のシェールガス鉱区
(米国テキサス州)



アーバネックス大阪天満橋 (大阪府)

3 ライフ&ビジネス ソリューション

売上高は、前期に比べて9.5%増の2,370億円となりました。

都市開発事業を展開する大阪ガス都市開発株式会社は、当期中に「アーバネックス大阪天満橋」(大阪府)等の17物件の賃貸マンションを取得し、資産の拡充に努めました。また、「シーンズ上本町」(大阪府)等の2物件の分譲マンションが竣工いたしました。

情報ソリューション事業を展開する株式会社オーグス総研は、企業情報システムのコンサルティング・設計・開発・運用や、データセンター・クラウドサービス等、総合的なITサービスの提供に努めました。

材料ソリューション事業を展開する大阪ガスケミカル株式会社は、ファイン材料、炭素材製品、保存剤等、付加価値の高い材料等の開発および販売拡大に努めました。木材保護塗料の「キシラデコール」は、2021年に国内での販売開始から50周年を迎えました。



木材保護塗料「キシラデコール」

事業部門別 売上高・セグメント利益

	国内エネルギー	海外エネルギー	ライフ&ビジネスソリューション
売上高 (億円)	13,361	807	2,370
前期比 (%)	+15.3	+82.4	+9.5
構成比 (%)	80.8	4.9	14.3
セグメント利益 (億円)	386	443	235
前期比 (%)	△54.8	+162.5	+21.9
構成比 (%)	36.3	41.6	22.1

(注) 事業部門別の売上高・セグメント利益には、事業部門間の内部取引に係る金額を含んでおります。なお、セグメント利益には、持分法による投資利益を含んでおります。

2021年3月に策定した中期経営計画2023「Creating Value for a Sustainable Future」において事業区分の見直しを行い、当期より、従来の「国内エネルギー・ガス」および「国内エネルギー・電力」セグメントを「国内エネルギー」セグメントに統合し、「海外エネルギー」セグメントに属していたLNG輸送等を行う連結子会社を「国内エネルギー」セグメントに移管し、セグメント間の費用の区分を一部見直しております。なお、本事業報告における前期比は、これらの変更を反映して算定した数値に基づき記載しております。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）等を当期の期首から適用しております。

② 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業部門	主要な事業内容
国内エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市ガスの製造・供給および販売 ● ガス配管工事 ● 産業ガス販売 ● ガス機器販売 ● LNG販売 ● LNG輸送 ● LPG販売 ● 発電および電気の販売
海外エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 天然ガス等に関する開発・投資 ● エネルギー供給
ライフ&ビジネスソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産の開発および賃貸 ● ファイン材料および炭素材製品の販売 ● 情報処理サービス

③ 設備投資の状況

設備投資額につきましては、1,893億円となりました。

当期中に当社のガス本支管は160km増加し、当期末の延長は51,543kmとなりました。

また、ガス製造・供給設備における安定供給と保安の確保を目的とした工事や、当社子会社による天然ガス開発・生産事業に関する設備工事、発電所の建設工事等を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

長期借入金につきましては、当期中に428億円を借り入れました。また、社債^(※1)につきましては、当期中に普通社債400億円（額面）を発行いたしました。本年3月、トランジションボンド^(※2)100億円（額面）の発行を決定いたしました。

なお、長期借入金につきましては、当期中に603億円を返済いたしました。また、社債^(※1)につきましては、当期中に100億円を償還いたしました。

(※1) 短期社債を含んでおりません。

(※2) 企業の温室効果ガス排出削減に向けた長期的な移行（トランジション）戦略に則った取り組みを資金使途として発行する社債です。

⑤ 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社りそな銀行	70,994
株式会社三菱UFJ銀行	43,465
株式会社日本政策投資銀行	31,551
株式会社国際協力銀行	21,938
株式会社京都銀行	20,069

⑥ 対処すべき課題

1. 経営方針

当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”のお役に立つ企業グループ」として、天然ガス・電力・LPGなどのエネルギーとその周辺サービスや、都市開発・材料・情報等のエネルギー以外の様々な商品・サービスを通じて、「お客さま価値」「社会価値」「株主さま価値」「従業員価値」の創造を目指します。そのためには、持続的な成長を実現することが最大の経営課題であると認識し、2017年に長期経営ビジョン2030「Going Forward Beyond Borders」を、2021年には中期経営計画2023「Creating Value for a Sustainable Future」と「カーボンニュートラルビジョン」を策定いたしました。

当社グループは、本ビジョン・計画に沿って、持続可能な社会の実現に貢献し、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指し、経営環境の変化に対応しながら積極的に事業活動を進めるとともに、当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進め、低・脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

また、本年4月に導管部門の法的分離として一般ガス導管事業等を分社化し、新たにスタートしたグループ体制下においても、引き続き、エネルギーの安定供給と保安の確保に取り組むとともに、託送供給の中立性・透明性を確保してまいります。

2. 重点課題

中期経営計画2023で重点戦略に掲げる「ミライ価値の共創」「企業グループとしてのステージ向上」を通じて、社会課題の解決に資する価値創造と、「国内エネルギー事業」「海外エネルギー事業」「ライフ&ビジネス ソリューション事業」を3つの柱とした、将来の経営環境の変化に対応するポートフォリオ経営の実践を目指します。それらの実現に向け、以下のとおり、課題に取り組んでまいります。

(1) 国内エネルギー事業

① 安定的、経済的な原燃料調達

多数の生産者から分散して調達することにより、天然ガス等の原燃料の安定確保に努めるとともに、契約価格指標の多様化等により、市場競争力を高める原燃料調達を目指します。

また、原燃料調達の不測の事態に対しては、トレーディング等で培ったノウハウを活かし、迅速かつ柔軟に原燃料の確保を図ります。

② 競争力のある電源の確保および再生可能エネルギーの普及拡大

新規電源の開発、卸電力市場からの調達等を通じて、競争力のある電源ポートフォリオの構築を進めます。特に再生可能エネルギーは、開発や事業参画を推進するとともに、協業等を通じて調達先の拡大や案件取得を進めてまいります。

③ 安定供給と保安の確保

ガス製造・供給設備、発電設備等の維持・増強・改修、地震・津波等の自然災害対策および新

型コロナウイルス等による感染症の流行等の事態への対策等、安定供給とレジリエンスの向上に継続的に取り組んでまいります。また、万一のガス漏れ等の緊急時への対応を引き続き行い、お客さま先の保安の確保に努めてまいります。

④ マーケタービジネスの拡大

燃料電池等のガスコージェネレーションシステムやガス冷暖房の普及、電力・LPG販売の拡大、D-Lineup等の低・脱炭素に資する提案メニューの拡充、分散型電源と再生可能エネルギーを組み合わせたエネルギーネットワークの構築等を通じて、低・脱炭素化やレジリエンスの向上といった社会課題の解決に貢献してまいります。また、デジタルを活用したライフサービスプラットフォームのスマイLINKや住ミカタ・サービスなどのライフサポートサービス、建物・設備の管理やメンテナンス、空調・換気、水処理、省エネルギーや設備稼働状況等の見える化など、エネルギー周辺サービスを拡充するとともに、固定通信サービスや、お客さまのライフスタイルやビジネスニーズに応じたエネルギー料金メニューも総合的に提供することで、お客さまの快適な生活の実現やビジネスの発展に貢献してまいります。さらに、各地のエネルギー事業者を含めた様々なパートナーとの連携等を通じ、幅広くマーケタービジネスを拡大してまいります。

⑤ エネルギーインフラ開発・エンジニアリング事業の拡大

LNG基地等の新規エネルギーインフラ開発を拡大いたします。また、LNGの導入等を検討しているお客さまに対し、これまでの事業展開で培ったノウハウを活かし、ニーズに応じたソリューションを提案することでエンジニアリング事業を拡大してまいります。

⑥ 公正で効率的なガス導管事業の推進

託送供給の中立性・透明性の確保や利便性の向上を図りつつ、地域社会や需要家のニーズに応えながら、都市ガス需要の維持・拡大に継続的に取り組んでまいります。

(2) 海外エネルギー事業

天然ガス等の安定調達と収益獲得のため、現在取り組んでいる豪州ゴーゴン・イクシスプロジェクトの生産や米サビン社によるシェールガス開発、フリーポートプロジェクトの液化事業等を着実に推進してまいります。IPP事業では、ガス火力発電事業に着実に取り組むとともに、再生可能エネルギー等の開発・取得を進めてまいります。また、国内で培った知見を活かし、マーケタービジネスでは、ガス・電力・エネルギーサービス事業の運営や新規案件の開発等に着実に取り組むとともに、事業参画等を通じて新しい領域におけるノウハウの取得を進めます。さらに、ニーズに応じたソリューションを提案することで、エネルギーインフラ開発やエンジニアリング事業を拡大してまいります。

(3) ライフ&ビジネス ソリューション事業

エネルギー事業で培った技術と知見を基盤に、都市開発・材料・情報等の事業において、固有の強みを活かした商品・サービスを提供することで、国内外のお客さまの快適・便利・健康の実現をサポートし、お客さまの豊かな暮らしやビジネスの発展に貢献してまいります。

(4) 経営基盤

①ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の実践

「Daigasグループ企業行動憲章」に基づき、ESGに配慮した経営を実践し、国内外における当社グループのサプライチェーンに関わる皆様とともに、お客さまや社会からのさらなる信頼獲得に努めてまいります。

環境の側面では、脱炭素社会へのトランジション期において、天然ガスへの燃料転換や高効率な設備の導入等を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や、カーボンニュートラルなLNGや都市ガスの普及等により、お客さま先や自らの事業活動におけるCO2排出削減の取り組みを一層拡大してまいります。さらに、脱炭素社会の実現に向け、メタネーション等の技術開発や水素等サプライチェーンの構築を進めてまいります。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえて、脱炭素化への取り組みに関する情報開示の充実に取り組んでまいります。社会の側面では、国際規範に則った人権や労働・安全衛生への取り組みや、女性役員の登用等によるダイバーシティ&インクルージョンの風土醸成を進めてまいります。ガバナンスの側面では、コンプライアンスの意識向上の取り組みを継続するとともに、ガバナンス体制の強化や情報セキュリティ対策等を推進いたします。

②イノベーション・技術開発・デジタルトランスフォーメーションの推進

IoTやAIなど、最先端のデジタル技術や当社グループ内外のアイデアを活用した新しいサービスの創造による価値向上と、社内での業務改革・システム刷新による生産性の向上に取り組んでまいります。

また、燃料電池をはじめとするガス機器・設備のさらなる高効率化とコストダウン、新たな材料や情報処理、温暖化対策等に関する技術開発を推進いたします。

③人材・組織の強化

持続的な成長の実現に向け、人材の多様性を高め、新しい価値を生み出せる人材の採用・育成とチャレンジを促す組織風土の醸成を進めてまいります。また、健康で強靱な当社グループであり続けるために、働きがいがあり、生産性が高く、創造性豊かな働き方を促進する労働環境づくりに一層積極的に取り組んでまいります。

3. おわりに

グループの内部統制システムの運用状況の確認および評価を継続的に行い、所要の措置を講じることにより、実効性の高い内部統制を行ってまいります。これらの仕組みのもと、以上の課題に対処するとともに、「Daigasグループ企業理念」を実践し、持続的成長に向けて不断の努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑦ 財産および損益の状況

区分	2018年度 第201期	2019年度 第202期	2020年度 第203期	2021年度 第204期 (当期)
売上高 (百万円)	1,371,863	1,368,689	1,364,106	1,586,879
経常利益 (百万円)	63,103	86,018	127,752	110,464
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	33,601	41,788	80,857	128,256
1株当たり当期 純利益 (円)	80.80	100.50	194.48	308.48
総資産 (百万円)	2,029,722	2,140,482	2,313,357	2,569,819
純資産 (百万円)	1,035,044	1,027,667	1,114,597	1,284,132

⑧ 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 主要な営業所等の状況

当社	本 社	本社〔大阪府〕
	事 業 所	大阪事業所〔大阪府〕
		南部事業所〔大阪府〕
		北部事業所〔大阪府〕
東部事業所〔大阪府〕		
兵庫事業所〔兵庫県〕		
京滋事業所〔京都府〕		
LNG基地	泉北製造所〔大阪府〕 姫路製造所〔兵庫県〕	
研 究 所	エネルギー技術研究所〔大阪府〕	
子会社 (※1)	大阪ガス都市開発株式会社〔大阪府〕	
	株式会社オージス総研〔大阪府〕	
	大阪ガスケミカル株式会社〔大阪府〕	
	大阪ガスマーケティング株式会社〔大阪府〕	
	Daigasエネルギー株式会社〔大阪府〕	
	Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社〔大阪府〕	
	Osaka Gas USA Corporation〔米国テキサス州〕	

(2) 従業員の状況

事業部門	従業員数(名) (※2)
国内エネルギー	11,382
海外エネルギー	239
ライフ&ビジネスソリューション	9,340
合 計	20,961

(※1) 重要な子会社の本社所在地を主要な営業所としております。

(※2) 従業員数は、就業人員数であります。

⑨ 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

当社グループでは、関係会社のうち、エネルギー分野その他の各事業分野において中心的役割を担い、当社グループの経営の基本単位として位置付ける関係会社を中核会社、基盤会社および海外地域統括会社としており、これらを重要な子会社としております。

区分	会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
中核会社	大阪ガス都市開発株式会社	1,570百万円	100%	不動産の開発・賃貸・管理・分譲
	株式会社オージス総研	440百万円	100%	ソフトウェア開発、コンピュータによる情報処理サービス
	大阪ガスケミカル株式会社	14,231百万円	100%	ファイン材料および炭素材製品等の製造・販売
基盤会社	大阪ガスマーケティング株式会社	100百万円	100%	家庭用向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、リフォーム
	Daigas エナジー株式会社	310百万円	100%	業務用等向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、エネルギーサービス、LNG販売、LPG販売、熱供給
	Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社	100百万円	100%	ガス製造所・発電所のオペレーション・メンテナンス、発電および電気の販売、エンジニアリング
海外地域統括会社	Osaka Gas USA Corporation	1米ドル	100%	北米における天然ガス等およびエネルギー供給事業に関する投資等

(注) 上記の重要な子会社7社を含む連結子会社は、150社であります。

なお、本年4月1日、当社の一般ガス導管事業等を吸収分割により大阪ガスネットワーク株式会社(本社所在地は、大阪府)に承継いたしました。これに伴い、本年4月1日以降、大阪ガスネットワーク株式会社を、ガス導管事業分野において中心的役割を担い、当社グループの経営の基本単位として位置付ける関係会社(ネットワーク会社)とし、中核会社、基盤会社および海外地域統括会社に加えて、同社を重要な子会社としております。

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
大阪ガスネットワーク株式会社	6,000百万円	100%	一般ガス導管事業等(都市ガスの託送供給、ガス配管工事等)

II 役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	本 庄 武 宏		一般社団法人日本ガス協会会長 大阪府公安委員会委員 朝日放送グループホールディングス株式会社取締役 大阪ガス都市開発株式会社取締役
代表取締役社長 社長執行役員	藤 原 正 隆		株式会社オーガス総研取締役 大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	宮 川 正	技術統括 イノベーション本部長 担当：東京支社 監査部 統括支配人 分掌：ガス製造・発電・エンジニアリ ング事業部 株式会社オーガス総研 大阪ガスケミカル株式会社	株式会社オーガス総研取締役 大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	松 井 毅	保安統括 ESG推進統括 経営企画本部長 分掌：資源・海外事業部 ネットワークカンパニー 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部	
代表取締役 副社長執行役員	田 坂 隆 之	サービス統括 エネルギーソリューション事業部長 分掌：大阪ガス都市開発株式会社	大阪ガス都市開発株式会社取締役
取締 役 常務執行役員	竹 口 文 敏	担当：秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部	
取締 役	宮 原 秀 夫		大阪大学大学院情報科学研究科招聘教授 一般社団法人ナレッジキャピタル代表理事 西日本旅客鉄道株式会社取締役
取締 役	村 尾 和 俊		西日本電信電話株式会社相談役 公益社団法人関西経済連合会副会長 京阪ホールディングス株式会社取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	来島達夫		西日本旅客鉄道株式会社顧問 住友電気工業株式会社監査役
取締役	佐藤友美子		追手門学院大学地域創造学部教授 学校法人追手門学院理事
監査役(常勤)	藤原敏正		
監査役(常勤)	米山久一		
監査役	木村陽子		公立大学法人奈良県立大学理事
監査役	八田英二		学校法人同志社総長、同理事長 公益財団法人日本学生野球協会会長 一般社団法人大学監査協会副会長
監査役	佐々木茂美		一般財団法人日本法律家協会理事、同協会近畿支部支部長

- (注) 1. 「担当」欄の分掌とは、特定の本部、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・勧告を行うことであります。
2. 取締役 宮原秀夫、村尾和俊、来島達夫、佐藤友美子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 木村陽子、八田英二、佐々木茂美は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役(社外役員)全員を、上場している証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
5. 各社外役員の「重要な兼職の状況」欄に記載の法人等と当社との間には、記載すべき関係はありません。
6. 取締役 竹口文敏、佐藤友美子は、2021年6月25日開催の第203回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
7. 取締役 本荘武宏の「重要な兼職の状況」欄に記載の朝日放送グループホールディングス株式会社取締役、取締役 宮原秀夫の同欄に記載の西日本旅客鉄道株式会社取締役、取締役 村尾和俊の同欄に記載の京阪ホールディングス株式会社取締役は、社外取締役であります。また、取締役 来島達夫の同欄に記載の住友電気工業株式会社監査役は、社外監査役であります。
8. 当期中の重要な兼職の状況の異動
- 取締役 本荘武宏は、2021年4月1日、一般社団法人日本ガス協会会長に就任いたしました。
- 取締役 本荘武宏は、2021年6月23日、朝日放送グループホールディングス株式会社取締役役に就任いたしました。
- 取締役 来島達夫は、2021年6月23日、西日本旅客鉄道株式会社取締役を退任し、同社の顧問となりました。
- 取締役 来島達夫は、2021年6月25日、住友電気工業株式会社監査役に就任いたしました。
- 取締役 佐藤友美子は、本年3月31日、追手門学院大学地域創造学部教授を退任いたしました。
- 監査役 八田英二は、2021年12月1日、公益財団法人日本高等学校野球連盟会長を退任いたしました。
- 監査役 佐々木茂美は、2021年5月1日、一般財団法人日本法律家協会近畿支部支部長に就任し、同年6月5日には、同協会理事に就任いたしました。

(注) 9. 当期末後の取締役の担当の異動
取締役の担当は、本年4月1日、以下のとおりとなりました。

地位	氏名	担当
取締役会長	本 庄 武 宏	
代表取締役社長 社長執行役員	藤 原 正 隆	
代表取締役 副社長執行役員	宮 川 正	技術統括 カーボンニュートラル推進統括 担当：東京支社 分掌：ガス製造・発電・エンジニアリング事業部 イノベーション本部 大阪ガスケミカル株式会社
代表取締役 副社長執行役員	松 井 毅	ESG推進統括 経営企画本部長 分掌：資源・海外事業部 株式会社オージス総研
代表取締役 副社長執行役員	田 坂 隆 之	担当：統括支配人 分掌：エナジーソリューション事業部 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部 大阪ガス都市開発株式会社
取締役 常務執行役員	竹 口 文 敏	担当：秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部 監査部
取締役	宮 原 秀 夫	
取締役	村 尾 和 俊	
取締役	来 島 達 夫	
取締役	佐 藤 友 美 子	

(注) 10. 当期末後の重要な兼職の状況の異動
取締役 宮川正は、本年4月1日、株式会社オージス総研取締役を退任いたしました。
取締役 松井毅は、本年4月1日、株式会社オージス総研取締役に就任いたしました。

② 補償契約に関する事項

当社は、前記「Ⅱ①取締役および監査役の氏名等」に記載の取締役および監査役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする補償契約を締結しております。

当社は、当該補償契約によって役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該補償契約において主に以下の事項を定めております。

- ・ 一事象当たりの補償上限額
- ・ 法令に違反することを認識しながら職務を執行したことにより発生した費用および損失については、補償を行わない旨
- ・ 損失の一部を役員自身の負担とする旨

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社ならびに当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員^(※1)および社外派遣役員^(※2)を被保険者^(※3)として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害等（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を填補することを目的とする保険契約を本年1月に締結しております。

(※1) 取締役会決議により選任される基本組織長等の重要な使用人。

(※2) 当社の指示等に基づき、社外法人において会社法上の取締役、執行役、監査役または会計参与の地位（これらと同等とされる地位を含みます。）にある者。

(※3) 1992年1月25日以降に被保険者となる地位を退任・退職した者および保険期間中に新たに被保険者となる地位に就任した者を含みます。

当社は、当該保険契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において主に以下の事項を定めております。

- ・ 保険期間中における保険金の総支払限度額
- ・ 私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害等については、保険金が支払われない旨
- ・ 損害の一部を被保険者自身の負担とする旨

なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。

④ 社外役員に関する事項

(1) 主な活動状況

社外役員の主な活動状況は、下表のとおりであります。

社外取締役には、取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、その経験・識見等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しており、取締役会や任意の諮問委員会への出席・発言等を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。

地位	氏名	出席状況および発言状況
取締役	宮原 秀夫	13回開催された取締役会に11回出席しております。組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	村尾 和俊	13回開催された取締役会に12回出席しております。企業経営・組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	来島 達夫	13回開催された取締役会に13回出席しております。企業経営・組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取締役	佐藤 友美子	2021年6月25日の当社取締役就任後、11回開催された取締役会に11回出席しております。生活・文化に関する深い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	木村 陽子	13回開催された取締役会に12回出席し、また14回開催された監査役会に13回出席しております。組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	八田 英二	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査役会に14回出席しております。組織運営についての豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
監査役	佐々木 茂美	13回開催された取締役会に13回出席し、また14回開催された監査役会に14回出席しております。法曹実務家としての豊富な経験と専門的知見を活かし、また社外監査役としての独立した立場から、適宜発言がありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会の決議により定めており、その概要は、下表^(※)のとおりであります。

(※) 2021年12月23日開催の取締役会決議により、下表の下線部を追加する変更を行っております。なお、その適用は、2022年度実績に基づき支給される2023年7月以降の報酬からとなります。

報酬決定方針

基本的な考え方

取締役の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に対する取締役の意欲を高める報酬体系とする。社外取締役以外の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬とし、業務執行から独立した立場である社外取締役は、固定報酬としての基本報酬のみとする。

取締役の報酬は、客観性を確保し決定プロセスの透明性を図る観点から、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定する。

基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準等を踏まえて決定する。

業績連動報酬

業績連動報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、短期および中長期的な企業価値向上に資することを目的として、直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益と前年度のESG指標達成度係数を主な指標として決定する。

株式報酬

中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高め、株主との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、各取締役の役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

報酬毎の割合

社外取締役以外の取締役は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の比率の目安を5：4：1とする。社外取締役は、全額を基本報酬とする。

報酬の決定手続

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議により定める規則に従い、任意の諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により決定する。ただし、金銭報酬に係る内容は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長が決定することができる。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第203回定時株主総会において、取締役（社外取締役を含みます。）の月額金銭報酬は月額57百万円以内と決議されております。

また、同定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額72百万円（月額換算6百万円）以内、当該金銭報酬債権の当社への給付と引き換えに当社が発行または処分する当社の普通株式の総数は年48千株以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、月額金銭報酬の対象となる取締役が10名（うち社外取締役は4名）、株式報酬の対象となる取締役が6名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任等に関する事項

当社は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長である藤原正隆が、当期における各取締役の報酬等のうち、月額金銭報酬の報酬額、支給の時期および方法等を決定しております。会社業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の職務の執行状況も踏まえて報酬の内容を決定するには、代表取締役社長による決定が適していると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。

また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、上記の委任にあたっては、報酬決定方針および取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準、会社業績等を踏まえ、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしております。当該手続を経て各取締役の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における各取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 監査役の報酬等についての株主総会の決議および報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の第176回定時株主総会において月額14百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

各監査役の報酬額は、この範囲内で、監査役の協議により決定することとしており、業績に左右されず独立した立場で取締役の職務の執行を監査する役割を担っていることから、固定報酬のみとし、各監査役の地位等を踏まえて決定いたします。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）	
	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬		
取締役（社外取締役を除く）	397	185	174	38	7
監査役（社外監査役を除く）	69	69	—	—	2
社 外 取 締 役	44	44	—	—	4
社 外 監 査 役	35	35	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額は442百万円、監査役の報酬等の総額は104百万円、社外役員の報酬等の総額は79百万円となっております。
2. 「取締役（社外取締役を除く）」の報酬等の額および員数には、2021年6月25日開催の第203回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分を含んでおります。
3. 業績連動報酬の額は、固定報酬に、直近3か年の親会社株主に帰属する当期純利益を主な指標として算定した係数を乗じることなどにより算定しております。親会社株主に帰属する当期純利益の実績は、前記「Ⅰ⑦財産および損益の状況」に記載のとおりであります。当該業績指標を選定した理由は、短期および中長期的な企業価値向上に向けた取締役の意欲向上に資すると判断したためであります。
4. 非金銭報酬（株式報酬）として、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に譲渡制限付株式を付与しております。取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を対象取締役に支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することで、当社の自己株式の処分を受けております。譲渡制限期間は、株式の割当てを受けた日から退任する日までの期間としており、対象取締役の退任が、当社が正当と認める事由等であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除いたします。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定しており、当期中に対象取締役に割当てた株式数は、後記「Ⅲ③当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

Ⅲ 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

① 発行株式数と株主数

項目	内容
発行可能株式総数	700,000,000株
発行済株式の総数 ^(※)	416,680,000株
株主数	96,004名

(※) 自己株式1,036,697株を含んでおります。

② 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	66,210	15.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	21,659	5.21
日本生命保険相互会社	15,394	3.70
株式会社三菱UFJ銀行	11,188	2.69
株式会社りそな銀行	10,555	2.54
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,996	1.92
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,973	1.44
明治安田生命保険相互会社	5,838	1.40
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	5,078	1.22
燈友会	5,013	1.21

(注) 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式の数を除いております。

③ 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

対象	株式数	人数
取締役 (社外取締役を除く)	18,300株	6名

(注) 当社は、上記取締役6名および取締役を兼務しない執行役員16名に対して、株式報酬として、2021年7月20日付で当社の自己株式45,900株を処分しております。

IV | 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等

(1) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	101 ^(※)	67
当 社 子 会 社	138	18
合 計	239	85

(※) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、組織再編（吸収分割）に係る会計・税務面の専門的見地からの助言の提供等を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役の全員の同意により解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V 業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. 内部統制システムの概要

当社は、取締役会において、当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）について定めており、その概要は以下のとおりであります。

① 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役・従業員は、職務の執行の前提となる情報収集・事実調査を十分に行い、的確な事実認識のもと、職責権限に関する規程に基づき、合理的な判断を行う。
- (2) 業務執行取締役は、取締役会における適正な意思決定に資するとともに、監督機能の充実を図るため、独立性を有する社外役員を確保する。また、取締役会の監督機能の充実を図るとともに、効率的な業務執行の体制を確立するため、執行役員制度を採用する。
- (3) 業務執行取締役は、社長および取締役会の判断に資することを目的として経営会議を設け、経営の基本方針および経営に関する重要な事項について審議する。
- (4) 業務執行取締役は、「Daigasグループ企業行動憲章」を踏まえて、「Daigasグループ企業行動基準」を定め、当社グループの取締役および従業員にこれを周知徹底することにより、当社グループにおける法令・定款に適合した職務の執行の確保はもとより、公正で適切な事業活動（環境保全への貢献、社会貢献活動の推進、反社会的勢力との関係遮断等を含む。）を推進する。
- (5) 業務執行取締役は、内部通報制度である相談・報告制度とESG推進委員会の設置により、当社グループにおけるコンプライアンスに係る状況の把握とコンプライアンスの推進に努める。
- (6) 当社グループの取締役・従業員は、コンプライアンスに係る問題を発見したときは、事案の重大性・緊急性に応じ、業務執行取締役もしくは上長に相談・報告するか、または相談・報告制度により報告する。業務執行取締役、総務部長または上長は、その内容を調査し、所要の改善措置を講じる。

② 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、職責権限に関する規程に基づき、判断要素、判断過程等を明記した取締役会議事録、稟議書等を作成する。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行に係る情報を、情報の特性に応じて、適切に保存し、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役は、製造・供給設備の工事、維持および運用に関する事項について保安規程を定めるとともに、製造供給体制の整備を推進することなどにより、ガス事業における保安の確保と安定供給に万全を期す。

- (2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長（当社の基本的組織単位の長）は、リスク（外的要因による危険、内的要因による危険、外部者との取引等に伴う危険）ごとに、リスク発生の未然防止、または発生した場合の損失の最小化のための対応策を講じ、損失の危険の管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理は、各基本組織および各関係会社を基本単位とし、基本単位の長は、損失の危険の管理を推進し、定期的にその有効性の確認作業を実施する。
- (4) 当社グループの経営に特に重要な影響を与える可能性がある緊急非常事態への対応は、災害・事故対策に関する規程および事業継続計画による。

④ 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、職責権限に関する規程により、当社・当社グループにおける業務分担と意思決定に関する事項を定める。また、組織等の制度内容や職務の遂行に際しての一般的な遵守事項について規程等を定め、これらを周知徹底することにより、円滑な組織運営、業務の品質向上・効率化を図る。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、企業価値の最大化を目的として、当社・当社グループの中期経営計画と単年度計画を定めるとともに、業績管理指標により達成状況をフォローし、計画達成に向けて注力する。

⑤ 業務の適正を確保するためのその他の体制

前記各事項に加えて、業務執行取締役は、次の措置を講じるとともに、適正な運用に努める。

- (1) 当社グループの各事業分野において中心的役割を担う会社（中核会社、海外地域統括会社）または関係会社を管理する基本組織（経営サポート組織）を定め、関係会社の日常的な経営管理を行う。
- (2) 当社グループ全体の法令・定款適合性や効率性等について、監査部長が内部監査を行う。その監査結果を受けて必要がある場合には、速やかに改善措置を講じる。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制の整備、運用および評価を行う。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 業務執行取締役は、監査役求めがあれば、従業員を監査役職務の補助に従事させ、監査役補助者が所属する監査役室を設置する。
- (2) 監査役補助者は、監査役職務の補助に専従する。

⑦ 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 業務執行取締役は、全従業員に等しく命ずべき職務を除き、監査役補助者を指揮命令できない。
- (2) 業務執行取締役は、監査役補助者の人事考課、異動等を行う場合、事前に監査役の意見を徴し、これを尊重する。

⑧ 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

- (2) 当社グループの取締役、従業員または関係会社の監査役は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、相談・報告制度の主な通報状況、その他重要な事項を、遅滞なく監査役に報告する。
- (3) 当社グループの取締役・当社の従業員は、監査役から職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告する。
- (4) 当社グループの業務執行取締役・上長は、前各項に基づき監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行わない。

⑨ 監査役が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

- (1) 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換できる。
- (2) 監査役は、経営会議および全社委員会に出席でき、稟議書等の職務の執行に係る重要な情報を適時に調査できる。
- (3) 業務執行取締役は、監査役の仕事の執行に必要な費用または債務を会社として負担する。

⑩ 運用状況の確認等

- (1) 業務執行取締役は、内部統制システムの運用状況の確認および評価を定期的に行い、その結果を取締役会に報告する。
- (2) 業務執行取締役は、内部統制システムの評価結果、その他の状況を勘案し、必要に応じ、所要の措置を講じる。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの運用状況について、各事項の確認項目を設け、関係する組織長等から報告を受けることにより定期的に確認しており、本年4月26日開催の取締役会において、内部統制システムが適切に運用されている旨の報告をしております。

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス等に関する事項

ESG推進委員会は、コンプライアンス・リスク管理部会、環境部会、社会貢献部会を設置し、各分野における取り組みをより一層推進しております。

「Daigasグループ企業行動基準」およびその解説等を内容とする教材をイントラネットに常時掲示することなどにより、当社グループの取締役および従業員に対し周知し、理解促進と定着を図っております。

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）が本年6月1日より施行されることを踏まえて、相談・報告制度を改定いたしました。本年4月1日より、内部通報窓口を設置する関係会社を拡大するとともに、経営層が関与する通報に対する独立性確保措置を講じるなどの対応を行っております。

② リスク管理等に関する事項

基本組織長・関係会社社長は、損失の危険の管理を推進し、定期的にはリスクマネジメントの点検を実施しております。各基本組織および各関係会社においては、リスクマネジメントの自己点検をシステム化した「G-RIMS (Gas Group Risk Management System)」等を活用して、リスクの把握、対応状況の点検とフォロー等を実施しております。

国内外での新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、対策本部を設置して当社グループにおける対応状況を確認するとともに、感染症対策等を適宜実施しております。

保安・防災等のグループに共通するリスク管理に関しては、主管組織を明確にし、各基本組織と各関係会社をサポートすることで、グループ全体としてのリスクマネジメントに取り組んでおります。

なお、本年4月1日より、当社グループにおける保安・防災等に関する組織横断的な施策の調整・推進を担う保安・防災委員会を設置し、当社の完全子会社である大阪ガスネットワーク株式会社への一般ガス導管事業等の承継後の保安の確保・防災に万全を期しております。

緊急非常事態に対する備えとして、災害対策に関する規程および事業継続計画を整備しております。また、地震訓練とBCP訓練から成る全社総合防災訓練を実施しております。当期においては、新型コロナウイルス感染症拡大下の災害発生を想定して実施するとともに、一般ガス導管事業等の承継後の対策本部会議を円滑に運営できるよう対応等を確認しております。

サイバーセキュリティ委員会を設置し、当社グループのセキュリティについて定期的な点検、フォロー等を実施するなど、当社グループネットワーク外からの攻撃への対策を一層強化しております。

③ 当社グループにおける経営管理に関する事項

中核会社、海外地域統括会社または経営サポート組織が管理する関係会社を定め、関係会社から定期報告や重要事項についての報告を受けて経営課題を把握するとともに、G-RIMSの活用や監査の実施等により、日常的な経営管理を行っております。

内部監査部門である監査部は、各組織および各関係会社を対象に計画的な内部監査を実施するとともに、内部監査実施から一定期間経過後のフォローアップを実施しております。

④ 監査役の監査の実効性に関する事項

常勤監査役は、取締役会長、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行っており、社外監査役も適宜参加しております。監査役は、会計監査人との意見交換の機会も活用し、その適格性、専門性、独立性等を評価しております。

常勤監査役は、経営会議、ESG推進会議、投資評価委員会等の重要会議に出席し、稟議書等の重要文書を閲覧しております。また、取締役会における内部統制システムの決議において、監査役への報告を要する事項を明確にし、周知を行っております。

監査役の職務の補助に専従する監査役補助者を4名配置しております。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
固 定 資 産	1,880,434
有 形 固 定 資 産	1,156,281
製 造 設 備	91,154
供 給 設 備	275,032
業 務 設 備	46,121
そ の 他 の 設 備	605,057
建 設 仮 勘 定	138,915
無 形 固 定 資 産	95,251
投 資 そ の 他 の 資 産	628,901
投 資 有 価 証 券	359,225
長 期 貸 付 金	27,698
退 職 給 付 に 係 る 資 産	118,693
繰 延 税 金 資 産	64,481
そ の 他	59,534
貸 倒 引 当 金	△731
流 動 資 産	689,384
現 金 及 び 預 金	131,089
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	208,851
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	59,047
棚 卸 資 産	145,445
そ の 他	145,589
貸 倒 引 当 金	△639
資 産 合 計	2,569,819

(単位：百万円)

負債の部	
固 定 負 債	887,156
社 債	364,998
長 期 借 入 金	350,502
繰 延 税 金 負 債	47,298
ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	1,171
保 安 対 策 引 当 金	6,651
器 具 保 証 引 当 金	4,983
退 職 給 付 に 係 る 負 債	18,853
そ の 他	92,698
流 動 負 債	398,529
1年以内に期限到来の固定負債	73,648
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	104,935
そ の 他	219,944
負 債 合 計	1,285,686
純資産の部	
株 主 資 本	1,115,073
資 本 金	132,166
資 本 剰 余 金	19,071
利 益 剰 余 金	965,951
自 己 株 式	△2,115
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	144,586
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	67,905
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△15,313
土 地 再 評 価 差 額 金	△737
為 替 換 算 調 整 勘 定	39,108
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	53,624
非 支 配 株 主 持 分	24,472
純 資 産 合 計	1,284,132
負 債 純 資 産 合 計	2,569,819

■連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			
売	上	高	1,586,879
売	上	原 価	1,161,850
(売 上 総 利 益)			(425,028)
供給販売費及び一般管理費			330,123
(営 業 利 益)			(94,905)
営 業 外 収 益			34,002
	受 取 利 息		2,017
	受 取 配 当 金		3,179
	持分法による投資利益		12,841
	雑 収 入		15,963
営 業 外 費 用			18,443
	投資有価証券評価損		2,484
	支 払 利 息		10,400
	雑 支 出		5,558
(経 常 利 益)			(110,464)
特 別 利 益			23,825
	関係会社投資有価証券売却益		17,773
	受 取 保 険 金		6,052
特 別 損 失			18,349
	減 損 損 失		16,013
	固 定 資 産 圧 縮 損		2,335
(税金等調整前当期純利益)			(115,941)
法人税、住民税及び事業税			24,220
法 人 税 等 調 整 額			△41,948
(当 期 純 利 益)			(133,670)
非支配株主に帰属する当期純利益			5,413
親会社株主に帰属する当期純利益			128,256

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			
固 定 資 産			1,361,812
有 形 固 定 資 産			426,076
製 造 設 備			90,338
供 給 設 備			275,313
業 務 設 備			45,299
附 帯 事 業 設 備			4,653
建 設 仮 勘 定			10,470
無 形 固 定 資 産			44,792
特 許 権			1
借 地 権			3,075
そ の 他 無 形 固 定 資 産			41,715
投 資 そ の 他 の 資 産			890,943
投 資 有 価 証 券			88,058
関 係 会 社 投 資			535,924
関 係 会 社 長 期 貸 付 金			207,278
出 資 金			21
長 期 前 払 費 用			6,646
前 払 年 金 費 用			43,542
そ の 他 投 資 金			9,731
貸 倒 引 当 金			△260
流 動 資 産			401,982
現 金 及 び 預 金			63,311
受 取 手 形			234
売 掛 金			126,581
関 係 会 社 売 掛 金			19,696
未 収 入 金			11,681
製 品			61
原 料			52,432
貯 蔵 品			14,060
前 払 金			2,097
関 係 会 社 短 期 債 権			89,309
そ の 他 流 動 資 産			22,822
貸 倒 引 当 金			△306
資 産 合 計			1,763,794

(単位：百万円)

負債の部			
固 定 負 債			592,118
社 長 期 借 入 債 金			364,998
関 係 会 社 長 期 債 務			195,059
繰 延 税 金 負 債			6,338
退 職 給 付 引 当 金			5,098
ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金			2,053
安 対 策 引 当 金			1,127
器 具 保 証 引 当 金			6,651
そ の 他 固 定 負 債			4,983
流 動 負 債			5,807
流 動 負 債			312,173
1年以内に期限到来の固定負債			57,938
買 掛 金			46,132
未 払 金			21,283
未 払 費 用			46,688
未 払 法 人 税 等			6,472
前 受 り 金			9,007
預 り 金			5,725
関 係 会 社 短 期 債 務			109,666
そ の 他 流 動 負 債			9,257
負 債 合 計			904,292
純資産の部			
株 主 資 本			820,291
資 本 金			132,166
資 本 剰 余 金			19,497
資 本 準 備 金			19,482
そ の 他 資 本 剰 余 金			14
利 益 剰 余 金			670,742
利 益 準 備 金			33,041
そ の 他 利 益 剰 余 金			
特定資産買換等圧縮積立金			241
海外投資等損失準備金			9,738
投資促進税制積立金			217
原価変動調整積立金			89,000
別途積立金			62,000
繰越利益剰余金			476,503
自 己 株 式			△2,115
自 己 株 式			△2,115
評 価 ・ 換 算 差 額 等			39,211
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			45,602
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			45,602
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益			△6,391
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益			△6,391
純 資 産 合 計			859,502
負 債 純 資 産 合 計			1,763,794

■損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用	
売上原価	377,887
期首たな卸高	56
当期製品製造原価	384,771
当期製品自家使用高	6,879
期末たな卸高	61
(売上総利益)	(242,090)
供給販売費	204,950
一般管理費	51,013
(事業損失)	(△13,873)
営業雑費用	89,793
受注工事費用	20,362
その他営業雑費用	69,431
附帯事業費用	468,457
(営業利益)	(10,172)
営業外費用	10,484
支払利息	3,586
社債利息	3,190
社債発行費償却	177
関係会社投資有価証券評価損	1,499
雑支出	2,030
(経常利益)	(60,141)
(税引前当期純利益)	(60,141)
法人税等	4,600
法人税等調整額	△1,233
当期純利益	56,775
合 計	1,262,728

(単位：百万円)

収益	
ガス事業売上高	619,977
ガス売上	578,838
託送供給収益	39,342
事業者間精算収益	1,023
受託製造収益	772
営業雑収益	105,305
受注工事収益	20,981
その他営業雑収益	84,323
附帯事業収益	476,992
営業外収益	60,453
受取利息	1,677
有価証券利息	54
受取配当金	1,895
関係会社受取配当金	40,735
雑収入	16,091
合 計	1,262,728

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 重 田 象 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 紹指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 重 田 象 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第204期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第204期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図りながら、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（金融庁・企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

大阪瓦斯株式会社 監査役会

監査役（常 勤）	藤 原 敏 正
監査役（常 勤）	米 山 久 一
監査役（社外監査役）	木 村 陽 子
監査役（社外監査役）	八 田 英 二
監査役（社外監査役）	佐々木 茂 美

(ご参考) サステナビリティへの取り組み

当社グループは、事業活動を通じて、昨今の気候変動問題や人権問題、SDGs（持続可能な開発目標）への対応による持続可能な経済成長と社会的課題の解決を目指しています。

その実現に向けて、サステナビリティが企業業績等に与える重大な影響と、企業が環境と社会に与える重大な影響を考慮し、当社グループとして優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）の特定と主要な取り組み指標（KPI）の設定を行い、これに基づくマネジメントを行うことで、ESGに配慮した経営を加速させています。

当社グループのサステナビリティへの取り組みの詳細は、当社サステナビリティサイトまたは統合報告書^(※)をご覧ください。

(※) 2021年10月、従来から発行していた「アニュアルレポート」と「CSRレポート」を統合し、当社グループの概要や経営ビジョン、財務状況、ESG経営に関する取り組み等をまとめた「統合報告書2021」を発行しました。気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえた当社グループの低・脱炭素化への取り組みやDXの取り組み等の財務情報・非財務情報の充実を図っています。

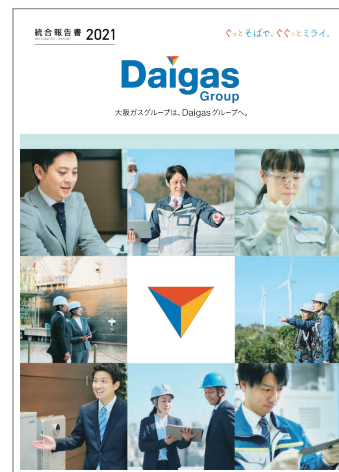
【サステナビリティサイト】

<https://www.daigasgroup.com/sustainability/>



【統合報告書】

<https://www.daigasgroup.com/ir/library/ar/>



統合報告書2021

1 | 配当金の口座振込制度のご案内

配当金は、ご指定の口座でお受け取りいただけます。一度ご指定いただきますと、以後、配当金は支払開始日にご指定の口座へ自動的に振り込まれ、配当金領収証の紛失やお受け取り忘れ等がなく、**安全、確実、迅速に配当金をお受け取りいただけます。ぜひ、この機会に口座振込のお手続きをされることをお勧めします。**口座振込のお手続きについては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

口座振込制度には、次の方法があり、いずれかを指定することができます。

- ① **銀行預貯金口座への振込**
- ② **「登録配当金受領口座方式」での受け取り**
(株主さまが保有する全ての銘柄の配当金を、株主さまが指定する一つの預貯金口座で受け取る方法)
- ③ **「株式数比例配分方式」での受け取り**
(株主さまの株式を管理する証券会社等の口座管理機関ごとに、株式数に応じて配当金を受け取る方法)

- (注) 1. (他の銘柄を含めて)特別口座の株式を保有されている場合には、③の方法はご指定いただけません。
2. NISA口座の株式の配当金等を非課税にするためには、③の方法をご指定いただく必要があります。
3. ①および②の振込口座に、ゆうちょ銀行の口座をご指定いただけます。
4. 配当金領収証の払渡期間が経過していても、支払開始の日から10年以内であれば、三井住友信託銀行株式会社において配当金をお受け取りいただけます。

2 | 株主総会資料の電子提供制度について

会社法改正により導入される株主総会資料(株主総会参考書類・事業報告等)の電子提供制度とは、株主総会資料を自社のウェブサイトに掲載し、株主さまに当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知することにより、株主さまに株主総会資料を提供することができる制度です。上場会社においては、この制度の導入が義務付けられており、当社では、2023年6月の第205回定時株主総会から電子提供制度が適用される予定であり、対象の株主さまにはウェブサイトへのアクセス方法を記載した招集通知等をお送りすることになります。

電子提供制度の導入後も、引き続き、株主総会資料を書面で受領することをご希望の株主さまは、「書面交付請求」を株主総会の基準日(3月31日)までに行っていただく必要があります。

書面交付請求のお手続きは、2022年9月1日から可能となる予定であり、それ以降にお取引の証券会社等の口座管理機関または株主名簿管理人にお問い合わせください。

- (注) 1. 一連のお手続きには手数料がかかる場合があります。
2. 書面交付請求は一定期間経過後に失効することがあります。

電子提供制度についての詳細は、こちらをご覧ください。

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

3 | 単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内

証券取引所での株式の売買単位は単元株式数とされており、単元未満株式（100株未満の株式）は証券取引所で売買することができませんので、単元未満株式の買取請求制度・買増請求制度をご利用ください（手数料無料）。

買取請求制度とは

株主さまが単元未満株式を、当社に対して時価で売り渡す制度です。

買増請求制度とは

証券取引所での売却が可能となるように、株主さまが単元未満株式を一単元の株式にするために必要な株式を、当社から株主さまに時価で売り渡す制度です。

- (注) 1. 単元未満株式の買取請求・買増請求は、特別口座（株券電子化までに株券を証券会社等に預け入れていない株主さまの権利を保護するため、当社が三井住友信託銀行株式会社に開設した口座）の株式についても、証券会社等の口座に移し替えることなく行うことができます。
2. 当社は、単元未満株式の買取請求・買増請求に係る手数料を無料としておりますが、証券会社等の口座管理機関が手数料を定めている場合があります。

上記の手続の詳細の お問い合わせ先

【上記1および3について】

証券会社等の口座の株式：お取引の証券会社等の口座管理機関

特別口座の株式：三井住友信託銀行株式会社

証券代行部 ( 0120-782-031)

(受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時)

【上記2について】

お取引の証券会社等の口座管理機関

または三井住友信託銀行株式会社

証券代行部 ( 0120-533-600)

(受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時)

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

基準日 定時株主総会 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日

定時株主総会開催月 6月

株主名簿管理人および特別口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

(同連絡先) 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031

(受付時間：土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時)

公告の方法

電子公告（公告掲載アドレス <https://www.osakagas.co.jp/index.html>）

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

UD
FONT



この印刷物は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用し、
環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。

大阪ガス株式会社

〒541-0046

大阪市中央区平野町四丁目1番2号

TEL 06-6202-2955